

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2020年2月28日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	20c00030000000
調達件名	2020年度課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化（A）」
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-課題別研修
仕様等	業務仕様書による
履行期間	2020年9月30日 ～ 2021年3月31日 (特段の問題がない限り2021年度2022年度も単年度ごとに契約する)
選定方法	参加意思確認公募（詳細は公示（研修委託業務仕様書含む）による）
特定者	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
競争参加資格	【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 その他、細則参加資格および業務仕様書に記載の参加要件に該当すること
競争参加資格確認申請期限	2020年3月13日 17:00
契約担当部署	東京センター人間開発・計画調整課 電話番号：03-3485-7661 メールアドレス：ticthdop@jica.go.jp, Sadaie.Yoko2@jica.go.jp
その他	その他詳細は業務仕様書による

<p>独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
<p>情報の公表について</p>	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。 機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。 「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以上

20c00030000000

2020 年度課題別研修
「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化(A)」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、JICA 東京）は以下の業務について、参加意思確認書（様式 1 もしくは様式 2）の提出を公募します。

本業務は開発途上国から研修員として日本に招いた障害当事者リーダーに対し、障害者権利条約の実践に係る所定の案件目標を達成するために必要な知識に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、障害者支援分野に関係する知見と経験を蓄積しており、特に本研修の柱である、障害者権利条約批准までの国内法制定及び批准後の障害者差別解消法の制定や見直し等、多岐にわたる活動を行っています。

具体的な活動は 2004 年から担っている「日本障害フォーラム（JDF）」事務局業務です。JDF は障害種別を超えた 13 の全国団体が加盟しており、日本国内での国連障害者権利条約の批准に向けて、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の成立などに大きく貢献してきました。2014 年 1 月の批准後は、JDF 加盟団体と外務省の協力の下、締約国としての国際的なアピールをはじめ、条約批准後のモニタリング、実施状況についての障害当事者としてのパラレルレポートの作成等の活動も行っています。さらに 2016 年に日本国内で施行された差別解消法については、その施行前から厚生労働省と意見交換を重ね、次の同法の改正に向けた取り組みや全国での啓発活動などを行っており、上記のような障害種別を超えた取り組みは国内唯一のものと考えられます。

また、特定者は障害者のリハビリテーションや雇用・就労、情報のアクセシビリティの確保についても活動を行っていることから、幅広い障害者の自立と社会参加について経験を有しています。

これまで特定者は、1981 年の国連国際障害者年を契機に創設された、当機構が実施する障害分野の課題別研修 2 コース、「リハビリテーション専門家コース」（2009 年度から「障害者の雇用促進とディーセントワークの実現」に名称変更し、2013 年度まで実施。）及び「障害者リーダーコース」（2017 年度から「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」と名称変更し実施）を開始当初から実施しており、

さらに障害分野の国別研修についても多数の実施実績を有しています。課題別研修2コースの修了者は400名を超え、多くが自国で障害分野の仕事に従事しているとともに、RI (Rehabilitation International) や Disabled Peoples' International (DPI) など、障害関連の国際機関をリードしていく立場にある人も数多く見られます。

さらに、本研修のコースリーダーは、当機構の短期ボランティアとして、ヨルダン国に派遣された実績を有するとともに、当機構実施の草の根事業において現地（南アフリカ）障害当事者向けのワークショップの講師を担った経験を有する障害当事者です。

このことは参加者全員が障害当事者である本コースにおいて、専門的な助言だけでなく、同じ当事者の視点からの助言も可能であり、研修効果の発言に大変有用です。

更に当機構の事業の他にも、特定者は民間企業が設立した公益財団法人から委託を受けて、アジア太平洋地域の若い障害者を対象としたリーダー育成事業を、15年以上に亘り継続して実施しています。本事業の研修修了者も自国の障害者のために日々活動を続けており、日本での研修先と連携を取ってネットワークを形成するなど、大きな成果を上げています。

したがって、特定者は本研修の効率的な実施に必要な技術と、外国人を対象とした研修を運営するノウハウを有しています。

このことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容（案件概要）

- (1) 業務名： 2020年度 課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化(A)」
- (2) 担当部署： JICA 東京 人間開発・計画調整課
- (3) 業務内容： 「研修委託業務概要」（別添）のとおり
- (4) 受入期間： 2020年10月14日から2020年11月21日まで(予定)
- (5) 契約履行期間： 2020年9月中旬から2021年1月下旬まで(予定)

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和01・02・03年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
- ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- ④ 日本国で試行されている法律に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア) 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 号第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ) 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ) 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ) 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク) その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

① 案件受託上の条件として、2020 年度案件を第 1 回目として受託し、2022 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能であること。なお、2020 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022 年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。

② 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

③ 業務総括者は障害者支援分野の研修実施の経験を有すること。
（研修員に対し同じ障害当事者という立場で助言等が行える障害当事者が望ましい）

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出（様式 1）	提出期間	2020 年 3 月 13 日（金） 17 時まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、2（1）応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可） ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参。 メールの場合は、下記（4）記載の両方のメールアドレスへ送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2020 年 3 月 27 日（金） まで
	通知方法	郵送又はメール
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参。 メールの場合は、下記（4）記載の両方のメールアドレスへ送信すること。

	請求締切日	2020年4月1日（水）12時まで
	回答発送日	2020年4月8日（水）
	回答方法	郵送又はメール
（４）提出場所・メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 人間開発・計画調整課（担当：定家） 電話：03-3485-7661 ticthdop@jica.go.jp, Sadaie.Yoko2@jica.go.jp	

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和01・02・03年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式3）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近1か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その3の3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式3）

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ報酬願います。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日は含む場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 契約書作成の要否：要
- (12) 共同企業体の結成：認めます。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (14) 情報公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア) 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ) 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めている

こと

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア) 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ) 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ) 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ) 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以 上

2020年度課題別研修
「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化(A)」
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【研修コース名】

課題別研修「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化(A)」

【背景】

2008年5月に発効した国連の障害者権利条約は、2018年8月現在179の国と地域機関で締結されている。しかしながら、多くの途上国では障害者権利条約に則した各種整備が遅れている。WHOによれば、障害者は世界人口の約15%を占めている。その8割は途上国で生活し、内戦や栄養失調、医療やリハビリの不備等により、その数は増加している。貧困と障害は密接に関連した課題であり、多くの障害者とその家族が貧困に直面している。その原因は、雇用の欠如や権利の剥奪などの制度的な面と、偏見や差別など社会的な面（社会的統合の欠如）の2点に求めることができ、各国内での障害者権利条約の実現は急務となっている。一方、持続可能な開発目標(SDGs)は「誰もが取り残されない社会の実現」をスローガンに掲げており、その中には障害者も含まれている。この目標達成のためには、開発プロセスへの障害者の参加が不可欠であり、障害者自らが権利条約を実現するために、国内の法律や事業、制度の整備に関わることが求められている。日本は2014年1月にこの条約を批准したが、署名から批准までの間に、国内法制定など当事者によるさまざまな活動が行われ、現在でも国内法改正に向けて障害当事者及び関連団体が活発に活動を行っている。本案件は1986年以来30年の実績を持ち、多くの世界的リーダーを輩出しているが、彼らに続き各国で障害者権利条約を実践できるような新しいリーダーが求められていることから、日本の事例を参考としながら、各国の状況に合った障害当事者リーダーの能力を強化する目的で、研修を実施することとする。

【案件目標】

自国において障害者権利条約の実践に貢献できるよう障害者リーダーとしての能力が強化される。また、障害者権利条約の実践のための具体的方法について学ぶ。

【到達目標】

1. 障害者権利条約の核である人権・平等の課題として障害を理解する。
2. 「障害と開発」の視点から、自国の障害者権利条約の実践状況及び課題を明らかにする。

3. 障害者の政策策定参画および社会参加支援のための取り組みを日本の経験から学び、その実践ノウハウを獲得する。
4. 組織の運営方法を学び、自国との比較が行えるようになる。
5. 地域的／全国的／国際的ネットワーク構築スキルを身につけ、自国での他組織との連携方法（NGO 組織と政府組織など）について模索する。
6. 日本で学んだことを自国における権利条約の実践においてどう生かしていくか、レポートにまとめる。

【研修期間】（予定）

全体受入期間：2020年10月14日～2020年11月21日

技術研修期間：2020年10月15日～2020年11月20日

【人数】（予定）

9名

【研修対象国（割当人数）】（予定）

モンゴル、スリランカ、ケニア、レソト、マラウイ、南アフリカ共和国、エスワティニ、ガボン、タジキスタン

（各1名）

【対象研修員】

- （1） 障害者団体 及び 障害関連団体、リハビリテーションセンターにおいて、5年以上の活動経験を有し、帰国後も3年以上当該分野に従事する障害者リーダー（非障害者は対象外）
- （2） 十分な英語力（会話・記述）を備えている者
- （3） 心身ともに研修に適した健康状態である者
- （4） 所定の手続きに従って政府の推薦を受けて応募した者

【使用言語】

英語

【研修コース概要】

- （1） 事前活動

レポートの提出

- （2） 本邦研修期間

以下の内容の講義、実習、視察、討論を行う。

1. ピアカウンセリングを含む自立生活
2. リーダーシップ研修

3. 虐待と差別ワークショップ
4. 障害と開発の視点と課題（社会モデルと JICA の取り組み）
5. 障害者権利条約
6. ジェンダーと障害
7. 移動権（交通アクセスとユニバーサルデザイン）
8. レポート発表
9. 障害者制度改革の動向
10. 教育、雇用、福祉などの現状理解
11. 障害者差別解消法策定
12. 日本の障害者リーダーとの経験の共有
13. 障害別当事者団体訪問（JDF 加盟団体など）
14. 組織のマネージメント
15. 日本障害フォーラム（JDF）の取り組みと役割
16. 地域に根ざしたインクルーシブ開発（Community-based Inclusive Development : CBID）の理論と実践
17. 自立生活を含む地方における障害者団体の活動、地域とのつながり、差別解消条例策定
18. まとめのディスカッション
 - ※KCCP「知識共創（Knowledge Co-creation）」を促進するため、アクティブラーニングを取り入れています。アカウンセリングを含む自立生活

（3）事後活動
なし。

2. 業務の範囲及び内容

（1）研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握
- ⑪ 研修員の障害程度の把握及び関係者への情報共有並びに当事者への適切なサポートと助言

- ⑫ 各種発表会の実施への協力
- ⑬ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑭ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑮ 評価会への出席、実施補佐
- ⑯ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑰ 反省会への出席
- ⑱ 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認(著作権処理を含む)
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付
- ⑨ 障害当事者講師への可能な範囲での合理的配慮の提供に関する手配

(3) 翻訳及び手話通訳手配に関する事項

- ① 教材翻訳の一部内包化
- ② 視覚障害研修員への教材手配
- ③ 聴覚に障害がある研修員が参加した場合のアメリカ手話(ASL)通訳者の手配

(4) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付
- ⑤ 新幹線の手配
- ⑥ バリアフリー居室を含む研修旅行先のホテル手配

(5) その他研修内容に関する事項について可能な範囲での合理的配慮の提供

- ① 研修員の障害状況に応じた講義の実施について講師への依頼
- ② 車椅子実習サポート他安全配慮に関する JICA への協力
- ③ 研修員への情報保障

(6) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却
- ④ 情報廃棄報告書作成

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書記載の期限まで）に提出する。

（注）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。